

平成24年3月28日

東京二十三区清掃一部事務組合

水銀混入ごみによる板橋清掃工場2号炉の停止について

板橋清掃工場において、2号焼却炉の排ガス中水銀濃度が自己規制値^{※1}(0.05mg/m³N)を超えたため、直ちに焼却炉を停止しました。^{※2}

なお、排ガス中の水銀濃度が一時的に自己規制値(0.05mg/m³N)を超えることがあっても、周辺地域に環境汚染や健康被害を生じることはありません。

区民、事業者の皆様におかれましては、適正なごみの出し方に従い排出されるようお願いします。

今後の見通しについては下記のとおりです。

記

1 停止日時 平成24年 3月 28日(水) 7時06分

2 今後の見通し、対応

設備の汚染状況調査(10日間程度を要する見込み)と清掃
清掃終了後、再立上げ予定

3 不適正ごみの搬入防止

プラント設備の機能などを脅かす不適正なごみの搬入防止に向けて、搬入物検査の強化と不適正搬入防止検討委員会^{※3}での対策を継続して講じています。

※1 排ガス中の水銀に関して法律による排出基準はありませんが、板橋清掃工場においては自己規制値(0.05mg/m³N)を定め、その遵守を徹底しています。

※2 板橋清掃工場1号炉は、正常に焼却処理を行っています。

※3 「不適正搬入防止検討委員会」は、清掃工場等への不適正搬入の防止及び不適正搬入があった際に迅速かつ横断的に対応するため、23区、東京二十三区清掃一部事務組合及び東京都(オブザーバ)の3者により、平成22年11月に設置されました。

(参考) 水銀混入ごみによる焼却炉停止等の経過については、こちらをご覧ください。

<http://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/kanri/haiki/kumiai/oshirase/futekise.html>(清掃一部事務組合について>各課からのお知らせ>施設管理部管理課 不適正ごみの搬入禁止について)

問い合わせ先

施設管理部技術課

電話03-6238-0745